

県地域防災計画の修正（案）概要

1 修正及び追加の概要

今回の地域防災計画の修正内容は、以下のとおりである。

(1) 地域防災計画（一般対策編、地震対策編）の修正

- ア 富士山静岡空港開港に伴う修正
- イ 第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更及び地震対策緊急整備事業30箇年計画の変更(平成21年3月6日内閣総理大臣承認)に伴う修正
- ウ 県危機管理体制の変更（組織改正）に伴う修正
- エ その他
 - 防災関係機関の防災業務計画の変更等に伴う修正
 - 従来 of 表現を見直し、適切な表現に修正
 - その他所要の修正

(2) 地域防災計画（原子力対策編）の修正

- ア 県危機管理体制の変更（組織改正）、防災関係機関の名称変更に伴う修正
- イ その他
 - 施設整備の完了、応援協定の締結に伴う表記の修正
 - 地域防災計画（一般対策編、地震対策編）との表記の統一

2 修正手続きの流れ

日 程	内 容
平成21年 ～7月下旬	関係機関への意見照会・回答の集約、消防庁への事前協議
8月 4日	地震対策推進幹事会開催（庁内）
8月26日	静岡県防災会議開催⇒ 計画修正の承認
防災会議終了後	内閣総理大臣への修正協議

(1) 地域防災計画（一般対策編、地震対策編）の修正

ア 富士山静岡空港開港に伴う修正

(ア) 修正の概要

a 基本的な考え方

富士山静岡空港が平成21年6月4日に開港したことを受けて、災害時における航空交通の確保や空港を利用した緊急輸送機能の確保、空港及びその周辺地域における航空機事故への対応など県地域防災計画における所要の修正を行う。

b 修正の内容

【一般対策編】

- ・ 静岡空港における災害予防計画（空港保安管理規定の整備等）
- ・ 輸送計画における航空輸送の充実・強化（静岡空港の応援ヘリ受入としての利用等）
- ・ 交通応急対策計画における空港管理者の実施事項（空港の運用休止等）
- ・ 静岡空港及びその周辺地域における航空機事故への対応（静岡空港緊急時対応計画）

【地震対策編】

- ・ 静岡空港における地震災害予防対策の推進（応急復旧に備えた人員及び資機材の確保等）
- ・ 航空交通の確保（航空機の離着陸禁止、空港の運用休止等制限措置等）
- ・ 静岡空港における生活及び安全確保等の措置（空港の運用休止、滞留旅客の避難措置）
- ・ 静岡空港を利用した航空緊急輸送計画（空港の利用状況の把握等）

(イ) 地域防災計画への記述の内容

上記項目の内、(a)、(b)について県地域防災計画を修正した。

静岡県地域防災計画（一般対策編）修正の概要

章	項目	修正要旨
第2章 災害予防計画	第14節 道路鉄道空港等 災害防止計画	○空港管理者の航空機事故災害防止計画 (空港保安管理規程の整備、防災体制の確立、異常気象時における離着陸禁止等の必要な措置)
第3章 災害応急対策 計画	第17節 輸送計画	○航空輸送の充実・強化 (静岡空港の応援ヘリ受入としての利用等)
	第18節 交通応急対策 計画	○空港管理者の実施事項 (応急態勢の確立、空港施設の運用休止、応急復旧の実施)
	第31 突発的災害に係る 応急対策計画	○静岡空港及び空港周辺における航空機事故への対応 (「静岡空港緊急時対応計画」に基づく対応)

静岡県地域防災計画（地震対策編）修正の概要

編	項目	修正要旨
第2編 平常時対策	第4章 地震災害予防対策の推進	○緊急輸送活動の確保のための空港管理者の対応（空港の障害物除去、応急復旧のための人員・資機材等の確保に係る協定締結）
第4編 地震防災応急対策	第9章 交通の確保活動	○航空交通の確保対策 【東海地震注意情報発表時】 空港の運用継続、空港利用者・施設内事業者への東海地震注意情報の周知、警戒宣言発令時の準備 【警戒宣言発令時】 航空機の離着陸原則禁止（緊急輸送を除く）、空港への入場制限、空港利用者・施設内事業者への警戒宣言発令の周知など
	第11章 県有施設整備の防災措置	○第9章交通の確保活動「航空交通の確保対策」に準じた措置
	第12章 防災機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	○静岡空港における生活及び安全確保等の措置 【東海地震注意情報発表時】 空港の運用継続、東海地震注意情報の周知、警戒宣言発令後の対応（運用休止等）の周知及び準備 【警戒宣言発令時】 空港の運用休止（緊急輸送を除く）、公共交通機関の運行停止情報の提供、滞留旅客の避難措置
	第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	○第12章の防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置「静岡空港における生活及び安全確保等の措置」に準じる
	第14章 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	○静岡空港の特性に応じた主要な個別事項 【東海地震注意情報発表時】 警戒宣言発令時における空港の運用休止の準備、滞留旅客の避難先の確保と移送方法 【警戒宣言発令時】 空港の運用休止措置、滞留旅客の避難先の確保と移送方法
第5編 災害応急対策	第2章 情報活動	○職員派遣による空港の被害情報の収集
	第3章 広報活動	○空港の被害状況の情報提供
	第4章 緊急輸送活動	○航空緊急輸送計画の作成（静岡空港の利用状況の把握） ○静岡空港に設置した防災用備蓄燃料の使用
	第9章 交通の確保対策	○航空交通の確保（施設・航空機・利用者・周辺の被害状況の把握、空港の運用休止等の制限、空港機能確保の措置）
	第13章 県有施設及び設備等の対策	○静岡空港の対策（第9章交通の確保対策「航空交通の確保」に準じる）
	第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	○静岡空港施設の点検巡視と被害状況の把握 ○空港機能の早期確保のための応急工事の実施

イ 第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更及び

地震対策緊急整備事業30箇年計画の変更に伴う修正

(ア) 修正の概要

a 基本的な考え方

平成20年5月12日の中国・四川大地震で学校校舎の倒壊により多くの生徒が生き埋めになったことを受けて、平成20年6月11日、地震防災対策特別措置法の一部が改正され、地震の際、倒壊の危険性が高い公立小中学校等の校舎等の改築及び補強について国の補助率の特例が設けられた。

また、公立小中学校等の校舎等の耐震化については、事業計画の前倒しによる一層の推進を国から要請された。

これらに伴い、第3次地震防災緊急事業五箇年計画（H18～22）及び地震対策緊急整備事業30箇年計画（S55～H21）を変更したため、県地域防災計画における所要の修正を行う。

b 修正の内容

◎第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更

新たに公立幼稚園の耐震化を計画に追加し、また、地震による倒壊の危険性が高い（Is値0.3未満）公立小中学校等の耐震化に対する国の補助率引き上げに伴う計画の変更を行った。

【変更前】

単位：百万円

事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
公立学校施設整備事業	市町	128校（屋内運動場139棟）	8,056

【変更後】

単位：百万円

事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
公立学校施設整備事業	市町	228校（校舎80棟、屋内運動場160棟）	24,181
公立幼稚園施設整備事業		13園（園舎13棟）	1,511
計		241校・園（253棟）	25,692

◎地震対策緊急整備事業30箇年計画の変更

公立小中学校の耐震化を一層進めるため、これまでの計画に対して、非木造建築物の改築及び補強それぞれの事業量及び事業費を増額する計画に変更した。

【変更前】

単位：百万円

事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市 町	約 310 校 改築面積 約 326,763 m ²	41,047
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		約 634 校 改築面積 約 748,675 m ²	124,428
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		約 748 校 補強面積 約 1,690,109 m ²	57,855
計		約 1,692 校 延面積約 約 2,765,547 m ²	223,330

【変更後】

単位：百万円

事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
公立小・中学校危険建物改築事業（木造改築）	市 町	約 310 校 改築面積 約 326,763 m ²	41,047
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）		約 636 校 改築面積 約 753,485 m ²	125,758
公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）		約 755 校 補強面積 約 1,694,090 m ²	58,165
計		約 1,701 校 延面積約 約 2,774,338 m ²	224,970

(イ) 地域防災計画への記述の内容

上記項目の内、(a)、(b)について県地域防災計画を修正した。

静岡県地域防災計画（地震対策編）修正の概要

章	項目	修正要旨
第3編 地震防災施設緊急整備計画	第2章 地震対策緊急整備事業計画	○大規模地震時に倒壊の危険性が高い公立小中学校等の非木造施設の耐震化を地震防災緊急事業で実施
	第3章 地震防災緊急事業5箇年計画	○公立幼稚園の耐震化を新たに追加 ○大規模地震時に倒壊の危険性が高い公立小中学校等の校舎の耐震化を追加

ウ 県危機管理体制の変更（組織改正）に伴う修正

（ア）修正の概要

a 基本的な考え方

県は、平成21年4月1日から新たな危機管理体制（危機管理監及び危機管理局、地域危機管理局の設置）を整備したことに伴い、県地域防災計画を修正する。

b 修正の内容

- ・危機管理局の設置に伴う修正
 - ・地域危機管理局の設置に伴う修正
- 方面本部長（地域危機管理局長）、副方面本部長（地域危機管理局副局長）の変更

（イ）地域防災計画への記述の内容

上記項目の内、(a)、(b)について県地域防災計画を修正した。

静岡県地域防災計画（一般対策編）修正の概要

章	項目	修正要旨
第3章 災害応急対策 計画	第4節 通信情報計画	○方面本部長（地域危機管理局長）の変更
	第31節 突発的災害に係る応急対策計画	○危機管理局及び地域危機管理局の設置 ○方面本部長（地域危機管理局長）、方面副本部長（地域危機管理局副局長）の変更

静岡県地域防災計画（地震対策編）修正の概要

編	項目	修正要旨
第2編 平常時対策	第1章 防災思想の普及	○相談窓口の変更 (総括的事項…危機管理局、各地域危機管理局)
	第2章 自主防災活動	○自主防災組織づくりの推進 (地域危機管理局を中心とした市町への協力)
第4編 地震防災応急 対策	第2章 情報活動	○東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理、伝達、周知 (警戒本部設置前の危機管理局による情報受理)
第5編 災害応急対策	第2章 情報活動	○地震情報等の受理、伝達、周知 (災害対策本部設置前における警戒本部又は危機管理局による情報受理)

エ その他

a 静岡県地域防災計画（一般対策編）修正の概要

章	項目	修正要旨
第1章 総論	第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)創設に伴う修正 ○気象業務法の改正に伴う修正 ○正式名称(エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社)に修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○実態に合わせた修正及び時点修正
	第6節 予想される災害と地域	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正 ○実態に合わせた修正及び時点修正
第2章 災害予 防計画	第1節 河川災害予防計画	○洪水等に関する防災用語の見直しによる修正 ○実態に合わせた修正及び時点修正
	第3節 港湾漁港保全災害防除計画	○実態に合わせた修正及び時点修正
	第6節 治山災害防除計画	○資料編との整合性に伴う修正
	第8節 農地災害防除計画	○実態に合わせた修正及び時点修正
	第9節 通信施設等整備改良計画	○正式名称(エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社)に修正
	第10節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画	○防災ヘリコプター1号機の廃止に伴う修正 ○防災ヘリコプターの装備品の追加
	第11節 火災予防計画	○県消防救急広域化推進計画の策定に伴う修正
	第16節 防災のための調査研究	○正確な表記
	第17節 住民の避難誘導體制	○正確な表記
第19節 自主防災組織の育成	○自主防災組織活動マニュアル(2009改訂版)との整合性に伴う修正	
第3章 災害応 急対策 計画	第4節 通信情報計画	○気象業務法の改正に伴う修正 ○実態に合わせた修正
	第10節 給水計画	○災害救助法との整合に伴う修正
	第12節 医療助産計画	○災害救助法との整合に伴う修正
	第17節 輸送計画	○災害救助法との整合に伴う修正
	第18節 交通応急対策計画	○緊急標章と除外標章を区別するための修正
	第20節 社会福祉計画	○被災者生活再建支援法の改正に伴う修正
	第21節 県警察災害警備計画	○県警の災害に関する計画の更新に伴う修正
	第23節 水防計画	○洪水予報の発表形式の変更に伴う修正
	第26節 自衛隊派遣要請計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第29節 電力施設災害応急対策計画	○市町村合併による修正
第31節 突発的災害に係る応急対策計画	○連絡先の変更による修正 ○組織変更に伴う修正	

章	項目	修正要旨
第5章伊豆東部火山群の火山災害対策計画及び富士山の火山防災計画	第1節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画	○正確な表記
	第2節 富士山の火山防災計画	○正確な表記

b 静岡県地域防災計画（地震対策編）修正の概要

編	項目	修正要旨
第1編 総論	第2章 予想される災害	○他箇所との表記の統一に伴う修正
	第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)創設に伴う修正 ○気象業務法の改正に伴う修正 ○情報伝達内容の見直しに伴う修正
第2編 平常時 対策	第1章 防災思想の普及	○他箇所との表記の統一に伴う修正
	第2章 自主防災活動	○地域防災指導員の育成及び能力向上を図る方法の変更に伴う修正
	第3章 地震防災訓練の実施	○正式名称（エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）に修正
	第4章 地震災害予防対策の推進	○他箇所との表記の統一に伴う修正 ○県営漁港における緊急輸送活動を想定した修正
第3編 地震防災 施設緊急 整備計画	第1章 地震防災施設整備方針	○他箇所との表記の統一に伴う修正 ○従来 of 記述を整理し、適切な記述に修正
	第2章 地震対策緊急整備事業計画	○他箇所との表記の統一に伴う修正 ○従来 of 記述を整理し、適切な記述に修正
第4編 地震防災 応急対策	第1章 防災関係機関の活動	○清水海上保安部の地震応急対策の見直し ○正式名称（エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）に修正
	第2章 情報活動	○従来 of 記述を整理し、適切な記述に修正
	第4章 自主防災活動	○他箇所との表記の統一に伴う修正
	第10章 地域への救援活動	○他箇所との表記の統一に伴う修正
	第12章 防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置	○正式名称（エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）に修正
第5編 災害応急 対策	第1章 防災関係機関の活動	○気象業務法の改正に伴う修正 ○正式名称（エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）に修正
	第7章 避難活動	○他箇所との表記の統一に伴う修正 ○省庁再編に伴う修正
	第9章 交通の確保対策	○緊急標章と除外標章を区別するための修正
	第10章 地域への救援活動	○従来 of 記述を整理し、適切な記述に修正
	第13章 県有施設及び設備等の対策	○正確な表記
	第14章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策	○正式名称（エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）に修正
第6編 復旧・ 復興対策	第1章 防災関係機関の活動	○気象業務法の改正に伴う修正 ○日本銀行防災業務計画に合わせた修正 ○正式名称（エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）に修正
	第8章 被災者の生活再建支援	○実態に合わせた修正

(2) 地域防災計画（原子力対策編）の修正

ア 県危機管理体制の変更（組織改正）に伴う修正

a 基本的な考え方

県は、平成21年4月1日から新たな危機管理体制（危機管理監及び危機管理局、地域危機管理の設置）を整備したことに伴い、県地域防災計画を修正する。

b 修正の内容

- ・計画付属図面中の機関名称変更

イ その他

- ・防災関係機関の組織変更等に伴う名称の修正
- ・施設整備の完了、応援協定の締結に伴う表記の修正
- ・地域防災計画（一般対策編、地震対策編）との表記の統一

静岡県地域防災計画（原子力対策編）修正の概要

編	項目	修正要旨
本文	第1章 総則	○機関名を正式名称（エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社）に修正
	第2章 原子力災害予防対策	○「原子力緊急時連絡網」の整備完了に伴う表記の修正 ○隣接県、市町間の相互応援協定締結について、実情を踏まえた表記の修正
	第3章 原子力災害応急対策	○地域防災計画（一般対策編）との表記の統一（災害時要援護者に関する表記）
図表	別図（3-2-1） 防災関係機関の情報連絡系統図	○危機管理局及び地域危機管理局への名称変更